

条第1項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

項番	所在	地目	地積
土地1	伊賀市上神戸字白地 48 番 3	学校用地	52 m ²
土地2	伊賀市上神戸字白地 49 番	学校用地	142 m ²
土地3	伊賀市上神戸字白地 50 番	学校用地	16 m ²